

○宇都宮市安全で安心なまちづくり条例

平成 17 年 3 月 25 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）について、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者がよりよく連携し、一体となって、安全で安心なまちづくりを総合的に推進し、もって現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たしつつ、密接な連携を図りながら、協働して行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、個人が尊重され、並びに自立及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成が不可欠であることを認識して、行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりに必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を反映させるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解及び協力を得るための必要な措置を行わなければならない。

3 市は、第 1 項の施策を実施するに当たっては、高齢者、児童、障害者その他援護を要する者に配慮しなければならない。

4 市は、安全で安心なまちづくりを推進するために、国、県、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、互いに協力して地域活動に取り組むとともに、市及び事業者と連携し、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、自らの安全を確保するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であるとの認識の下に地域活動に参加するよう努めるとともに、市及び市民と連携し、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、その所有し、又は管理する施設等及び事業活動について、安全で安心なまちづくりのために自主的に安全の確保に努めなければならない。

（意識啓発の実施）

第6条 市は、安全で安心なまちづくりに関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報その他啓発活動を行わなければならない。

（未成年者の保護）

第7条 市、市民及び事業者は、次世代を担う未成年者を健全な成長を阻害するおそれのある社会環境から保護するよう努めなければならない。

（遵法意識の向上）

第8条 市、市民及び事業者は、次世代を担う未成年者の健全な成長にふさわしい社会環境を醸成するため、法規範を遵守する意識の向上に努めなければならない。

（安全教育の実施等）

第9条 市は、市民及び事業者が自主的に安全で安心なまちづくりを推進するために必要な知識及び技術の普及その他安全で安心なまちづくりに関する教育を実施しなければならない。

2 市民は、安全で安心なまちづくりに必要な知識及び技術を積極的に習得するよう努めなければならない。

3 事業者は、従業員等に安全で安心なまちづくりに必要な知識及び技術を習得させるよう努めなければならない。

（連帯意識の高い地域社会の形成）

第10条 市民は、地域社会において相互に連携し、及び協力することが安全で安心なまちづくりに寄与するものであることを認識し、あいさつを励行し、及び地域の行事へ参加することにより連帯意識を高め、よりよい地域社会をはぐくむよう努めなければならない。

（人材の育成）

第11条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するために地域において自主的な防犯活動等を担う人材を育成しなければならない。

（自主的な活動に対する支援）

第12条 市は、市民又は事業者が組織する団体が自主的に行う安全で安心なまちづくりに関する活動に対し、必要な情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

(生徒等の安全の確保)

第13条 学校又は児童福祉施設（以下「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、保護者、地域住民、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と連携し、学校等における生徒、児童、幼児等（以下「生徒等」という。）の安全を確保するよう努めなければならない。

2 生徒等が通学、通園等に利用している道路又は日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）を管理する者、保護者、学校等を管理する者及び地域住民は、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と連携し、生徒等が犯罪から守られるよう、通学路等における生徒等の安全を確保するよう努めなければならない。

(犯罪の防止に配慮した道路等の普及)

第14条 市は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、共同住宅、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、安全で安心なまちづくりに関する施策を効果的に実施するための推進体制を整備するよう努めなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。